

短時間労働者対策基本方針（案）に対する
意見募集（パブリックコメント）に寄せられた御意見について
（平成27年2月18日から2月26日まで実施）

○意見数 5件

○主な意見

「均等・均衡待遇の確保」関係

- ・ 差別的取扱いの禁止要件として、「人材活用の仕組み」は削除し、職務内容が同じであれば差別的取扱いを禁止することとすべき。
- ・ 均等・均衡待遇の基準・水準を示すべき。

「通常の労働者への転換等」関係

- ・ パートタイム労働者のすべてが正社員になり長時間労働を求めているわけではなく、求められているのは、短時間であっても同一価値労働同一賃金である。